

令和8年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金（事業者向け太陽光発電設備・蓄電池補助事業） Q & A

No.	カテゴリ	質問 (Q)	回答 (A)	掲載															
1	補助対象者・施設	誰が申請できますか？	県内に事業所を有する中小企業者、中小企業団体、社会福祉法人、医療法人、学校法人、NPO法人、協同組合等のほか、これらの事業所に設備を導入するPPA事業者やリース事業者が対象です。	4月3日															
2	補助対象者・施設	どこまでが中小企業になるのか教えてください。	<p>中小企業者の範囲は次表のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>資本金の額又は出資の総額</th> <th>常時使用する従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①製造業、建設業、運輸業、その他</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>②卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>③サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>④小売業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員数	①製造業、建設業、運輸業、その他	3億円以下	300人以下	②卸売業	1億円以下	100人以下	③サービス業	5,000万円以下	100人以下	④小売業	5,000万円以下	50人以下	4月3日
業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員数																	
①製造業、建設業、運輸業、その他	3億円以下	300人以下																	
②卸売業	1億円以下	100人以下																	
③サービス業	5,000万円以下	100人以下																	
④小売業	5,000万円以下	50人以下																	
3	補助対象者・施設	個人事業主は申請できますか？	上記No. 2の回答のとおり、中小企業の範囲であれば個人事業主であっても申請可能です。	4月3日															
4	補助対象者・施設	個人事業主が申請する場合の、法人とは違う特有の必要書類（確定申告書の控えなど）は？	<p>法人と個人事業主で変わる主な提出書類は次のとおりです。（※県税の納税証明書については、法人・個人ともに「県税の全税目に未納がないことの証明」となります）</p> <p>【1】法人（会社など）の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の存在証明：登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の原本又は写し</li> <li>・国税の滞納なし：法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）</li> <li>・土地・建物の同意書：設備を導入する土地・建物が「代表者個人」の所有である場合、会社とは別名義となるため「設備の導入に対する同意書（様式1-4）」が必要です。</li> </ul> <p>【2】個人事業主の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の存在証明： <ul style="list-style-type: none"> <li>① 直近の確定申告書（第一表）および青色申告決算書（または、収支内訳書）の写し ※税務署の受付印、またはe-Taxの受信通知があるもの。（開業直後で申告期が未到来の場合は「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し）</li> <li>② 住民票の写し（※マイナンバーの記載がないもの）</li> </ul> </li> <li>・国税の滞納なし：申告所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2）</li> <li>・土地・建物の同意書：設備を導入する土地・建物が「申請者ご本人」の所有である場合、「設備の導入に対する同意書（様式1-4）」は不要です。</li> </ul>	4月3日															
5	補助対象者・施設	徳島県外に本社がありますが申請できますか？	徳島県内に事業所を有しており、その県内事業所に設備を導入するのであれば対象となります。	4月3日															
6	補助対象者・施設	借地や借家（テナント）に設置することは可能ですか？	原則として対象事業所の敷地や建物は自己所有であることを想定していますが、自己所有でない場合であっても申請は可能です。ただしその場合、土地または建物の所有者から、長期間（法定耐用年数等）にわたる設備の設置及び本補助金の交付申請について、「同意書（様式1-4）」を書面により確実に得ていただく必要があります。	4月3日															
7	補助対象者・施設	北島町にある事業所は対象になりますか？	対象外です。導入場所は「北島町の区域を除く徳島県内の事業所」と規定されています。なお、北島町においても、事業者向けの太陽光発電設備・蓄電池補助事業（北島町重点対策加速化事業補助金）が実施されておりますのでそちらをご検討ください。補助金の詳細は北島町に直接お問い合わせください。【北島町HP】 <a href="https://www.town.kitajima.lg.jp/mobile/docs/5501495.html">https://www.town.kitajima.lg.jp/mobile/docs/5501495.html</a>	4月3日															
8	補助対象者・施設	同じ会社が複数の事業所で申請することは可能ですか？	同一の事業所につき1回限りですが、事業所が異なれば複数申請の対象となり得ます（※なお、1事業所あたりの補助上限額は、太陽光発電設備のみ：500万円、太陽光発電設備+蓄電池：1,000万円）。	4月3日															
9	補助対象者・施設	税金の未納があっても申請できますか？	申請できません。県税および国税（法人税、消費税等）について未納がないことが条件です。	4月3日															
10	補助対象者・施設	家庭用の住宅に設置する場合は対象になりますか？	対象外です。事業所（店舗等を併用する家屋を含みます）において事業用で使用する設備が対象です。	4月3日															
11	対象設備・要件	どのような設備が補助対象ですか？	太陽光発電設備、および太陽光発電設備と同時導入する蓄電池が対象です。	4月3日															
12	対象設備・要件	蓄電池だけの単独申請は可能ですか？	できません。蓄電池のみの単独設置は不可としています。	4月3日															

令和8年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金（事業者向け太陽光発電設備・蓄電池補助事業） Q & A

No.	カテゴリ	質問 (Q)	回答 (A)	掲載
13	対象設備・要件	中古品や新古品の設備は対象になりますか？	対象外です。中古設備でない（新品である）ことが条件です。	4月3日
14	対象設備・要件	既に太陽光発電設備を設置していますが、増設の申請は可能ですか？	対象外です。新規に太陽光発電設備を導入する事業者が対象です。	4月3日
15	対象設備・要件	ペロブスカイト太陽電池は対象になりますか？	対象外です。	4月3日
16	対象設備・要件	施工業者の指定はありますか？	徳島県内に本店又は支店、営業所等を有する事業者により施工されるものである必要があります。	4月3日
17	対象設備・要件	契約先が県外業者で、施工のみ県内業者の下請けの場合は対象ですか？	その場合は対象になります。補助対象設備の納入・施工を行う契約相手方（県内の支店・営業所等を含む）又は実際の施工業者が県内業者であることが必要です。	4月3日
18	対象設備・要件	自社の親会社や子会社に発注・施工することは可能ですか？	原則認められません。ただし合理的な理由があり、かつ取引価格に利益が含まれていない（製造原価相当である）ことを実績報告時に証明できる場合に限り認められます。	4月3日
19	対象設備・要件	太陽光で発電した電気は全量売電してもいいですか？	できません。発電した電力の50%以上を、導入場所の敷地内の事業所で使用（自家消費）することが必須要件です。	4月3日
20	対象設備・要件	余った電気をFIT・FIP制度で売電することは可能ですか？	できません。固定価格買取制度（FIT）およびFIP制度の利用は対象外です。	4月3日
21	対象設備・要件	自己託送（離れた自社工場へ送電）は利用できますか？	利用できません。電気事業法に基づく接続供給（自己託送）を行わないことが誓約事項に含まれています。	4月3日
22	対象設備・要件	国や市町村の補助金と併用できますか？	国及び国の委託を受けた団体からの補助金との併用はできません。市町村独自の補助金との併用は各市町村にご確認ください。 なお、徳島県経済産業部 産業成長推進課 産業立地戦略室においても、中小企業を対象に補助事業（中小企業等GX促進事業費補助金）を実施しています。本補助金と要件や補助対象者等は異なりますが、こちらの補助金とは併用可能ですのでご確認ください。補助金の詳細は産業立地戦略室に直接お問い合わせください。 【中小企業等GX促進事業費補助金HP】 <a href="https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/shokogyo/7310065/">https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/shokogyo/7310065/</a>	4月3日
23	対象設備・要件	導入によるCO2削減分をJ-クレジット制度に登録できますか？	できません。法定耐用年数を経過するまでの間、J-クレジット制度への登録を行わないことが誓約事項となります。	4月3日
24	対象設備・要件	蓄電池の機種に指定はありますか？	国の補助事業における対象機器として「一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）」に登録されている蓄電池であることが条件です。	4月3日
25	対象設備・要件	ポータブル蓄電池やEV車載電池は対象になりますか？	対象外です。平時において充放電を繰り返すことを前提とする「据置型（定置用）」に限ります。	4月3日
26	対象設備・要件	蓄電池に停電時の自立運転機能は必須ですか？	必須です。自立運転機能があることが要件となっています。	4月3日
27	補助金額・経費	補助対象となる経費は何ですか？	設備費（太陽光モジュール、パワーコンディショナー、蓄電池本体等）の購入・運搬・調整・据付け等に要する経費、および工事費です。	4月3日
28	補助金額・経費	補助対象経費に消費税は含まれますか？	含まれません。消費税及び地方消費税相当額を除いた「税抜き額」で計算してください。	4月3日
29	補助金額・経費	太陽光発電設備の補助金額の計算方法を教えてください。	太陽光パネルの合計出力か、パワーコンディショナーの合計出力の「小さい方」のkW数（小数点以下切り捨て）に、5万円を乗じた額となります。	4月3日
30	補助金額・経費	蓄電池の補助金額の計算方法を教えてください。	蓄電容量によって「家庭用（20kWh未満）」と「業務用（20kWh以上）」に分かれ、以下のいずれか小さい方の値（千円未満切り捨て）となります。 ・家庭用（20kWh未満）の場合：「補助対象経費の1/3」または「蓄電システム価格14.1万円/kWhの1/3」 ・業務用（20kWh以上）の場合：「補助対象経費の1/3」または「蓄電システム価格16万円/kWhの1/3」	4月3日
31	補助金額・経費	蓄電池の「目標価格」とは何ですか？	県が調達の努力目標として定めている価格です。家庭用は12.5万円/kWh以下、業務用は11.9万円/kWh以下となるよう努める必要があります。	4月3日
32	補助金額・経費	蓄電池が目標価格以下で調達できない場合はどうなりますか？	複数見積りの取得など調達努力を行った上で、困難な場合は「蓄電池価格確認書（様式1-5）」に主な理由を記載して提出してください。	4月3日

令和8年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金（事業者向け太陽光発電設備・蓄電池補助事業） Q & A

No.	カテゴリ	質問 (Q)	回答 (A)	掲載
33	補助金額・経費	補助金の上限額はいくらですか？	1事業者あたり、太陽光発電設備のみの場合は500万円、蓄電池を同時導入する場合は1,000万円が上限です。	4月3日
34	PPA・リース契約	PPAやリースで導入する場合、誰が申請者になりますか？	設備を所有する「電力販売契約等事業者（PPA事業者・リース事業者）」が申請者となります。	4月3日
35	PPA・リース契約	PPAやリースの場合、利用者に補助金は還元されますか？	はい。契約において、サービス料金又はリース料金から補助金相当分が控除されていることが必須要件です。	4月3日
36	PPA・リース契約	還元されていることはどのように証明しますか？	申請時に、補助金相当分が控除されていること等が確認できる「契約書の案、覚書、料金計算書等」を提出していただきます。	4月3日
37	PPA・リース契約	リース期間が法定耐用年数より短い場合は対象外ですか？	所有権移転ファイナンス・リースや再リース契約により、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することが担保されていれば対象となります。	4月3日
38	PPA・リース契約	PPA契約で利用者が途中で解約したらどうなりますか？	補助事業者である「電力販売契約等事業者（PPA事業者・リース事業者）」が途中解約以降の分の補助金相当額を返還する必要があります。ただし、利用者の責めに帰すべき事由（途中解約など）により県がPPA事業者等に返還を命じた場合、PPA事業者等が被るその損害（返還金相当額）を利用者へ直接請求できるよう、あらかじめ両者間の契約書等において「利用者が負担する」旨を規定しておくことが本補助金の必須要件となっています。	4月3日
39	申請・スケジュール	交付決定前に機器の発注や工事に着手してもいいですか？	契約の締結（契約着手）については、知事が別途定める日以降であれば交付決定前でも行うことができます。しかし、実際の工事の着手（機器の発注、搬入や据付工事等の開始）については、原則として補助金の交付決定（指令）後に行う必要があります。	4月3日
40	申請・スケジュール	どうしても交付決定前に実際の工事等に着手したい場合はどうすればいいですか？	真にやむを得ない事由により交付決定（指令）の前に実際の工事に着手する必要がある場合には、理由等を明記した「指令前着手届（様式第2号）」をあらかじめ知事に提出する必要があります。	4月3日
41	申請・スケジュール	申請書類の「納税証明書」はいつ取得したものが有効ですか？	申請日から起算して3か月以内に発行されたものに限りします。	4月3日
42	申請・スケジュール	申請書類等の提出期限はいつですか？	知事が特に認めるものを除き、令和8年9月30日までとしています。	4月3日
43	申請・スケジュール	補助金は審査で選ばれますか、それとも先着順ですか？	提出された補助金交付申請書の受付順により決定します。	4月3日
44	申請・スケジュール	交付決定後、計画の変更や中止は可能ですか？	軽微な変更を除き、事前に「補助事業変更（中止・廃止）承認申請書」を提出し、知事の承認を受ける必要があります。	4月3日
45	申請・スケジュール	事業はいつまでに完了させる必要がありますか？	令和9年1月31日までに完了するものに限りします。	4月3日
46	申請・スケジュール	実績報告書はいつまでに提出する必要がありますか？	事業完了日（または廃止日）から30日を経過した日、または完了年度の1月31日の「いずれか早い期日」までに提出してください。	4月3日
47	導入後の義務等	補助金はいつ支払われますか？	実績報告書の提出後、県で検査を行い、補助金額の確定通知を受けた後に「補助金請求書（様式第6号）」を提出していただき、その後のお支払いとなります。	4月3日
48	導入後の義務等	導入した設備の「法定耐用年数」は何年ですか？	太陽光発電設備は「17年」、蓄電池は「6年」です。	4月3日
49	導入後の義務等	耐用年数が来る前に設備を処分（売却・廃棄）できますか？	原則できません。処分の30日前までに「財産処分承認申請書」を提出して承認を得る必要があります、補助金の返還を求められる場合があります。	4月3日
50	導入後の義務等	設置後、県への報告義務はありますか？	あります。事業完了の翌月1日から1年間の「自家消費割合等の実績」について、期間終了の翌月末までに「補助金自家消費割合報告書」を提出する必要があります。	4月3日
51	導入後の義務等	関連する帳簿や書類はいつまで保管する必要がありますか？	補助金の交付があった日の属する年度の翌年度から起算して「5年間」保管する義務があります。	4月3日
52	対象設備・要件	蓄電池の補助要件として、県の交付要綱の第3条1項（2）において、「国の補助事業における対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されている蓄電池であること。」とありますが、どうして登録されていることが必要なのでしょう？	当該補助金は国財源を活用しているため、国実施要領で定められた要件を満たす必要があります。蓄電池については、要件の確認項目が多岐に渡ることから申請者の負担軽減をはかるため、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、「SII」という。）に登録されていることをもって要件を満たす取扱いとしています（SIIの蓄電システムに登録されていれば国の要件を満たすため）。 なお、現在SIIのホームページで確認できるのは家庭用（蓄電容量20kWh未満）に限られているため、業務用（20kWh以上）の導入を検討される場合は、要件を満たしていることが確認できる書類を個別に提出いただく必要があります。その場合は、別紙の「業務用蓄電池の交付要件チェックリスト」及び要件が確認できる根拠資料を個別にご提出ください。	4月6日

令和8年度徳島県地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金（事業者向け太陽光発電設備・蓄電池補助事業） Q & A

No.	カテゴリ	質問 (Q)	回答 (A)	掲載
53	補助対象者・施設	新規に事業所を開設する場合も対象になりますか？	すでに徳島県内に事業所を有する事業者が、事業所を新設し、建物の完成後に別途設備を導入する場合は、補助対象となります。ただし、建物の建設に係る契約と、補助対象設備の導入に係る契約は、それぞれ別契約であることが要件です。 なお、実績報告書の提出期限（R9.1.31）までに事業を完了し、当該新設事業所での営業を開始した上で、その事実を証明する書類をご提出ください。	4月9日
54	補助対象者・施設	新規に事業所を開設するため、交付申請時に「補助対象設備の導入場所の登記事項証明書（土地・建物）の原本又は写し」を提出できませんが、どうしたいですか？	実績報告時に提出してください。	4月9日